

新しい日本統治機構の様式を探索して II

渡辺 栄太郎 (大東文化大学 名誉教授)

Researching after the Form of New Japan's Sovereign Structure II

Eitaro WATANABE

1

統治権の世襲島国と独裁大国

(日本 VS ロシア)

この度 2019 (令和元) 年、第二次大戦終結後あと 1 年で満 80 年を迎えるが、日本とロシアは北方四島の帰属を巡って未だに解決を見ていない。

A. ロシア

ロシア大統領プーチンは平和条約を昨 18 年内の締結を提案し、北方領土交渉を先送りする考えを示唆した。一方、日本は領土問題を解決した上で平和条約の締結を目指してきた。北方領土とは、千島列島の南端で北海道東部に直接隣接する国後・択捉^{くなしり えとろふ}・歯舞^{はぼまい}・色丹^{しごたん}の 4 島である。国後と択捉は大きく、他の 2 島はずっと小さい。終戦直前ソ連 (首相スターリン) は、日本で敗戦後の天皇制維持にこだわった支配階級 (政府) の議論がまとまらない中で勝手に宣戦し、国後・択捉を占領。以後今までに多くのロシア人が定住して既得権化し、日本の先住民はまともに自分の郷里の島へ帰れなくなっている。現在日本政府はロシアとの返還交渉への影響を恐れて、抗議せずにいる状況である。先日テレビ放送で、当のロシア住民が「解放した」と叫んで万歳をしている様子が放映された。ロシア政府としては、極東経済振興のため大きな経済産業への助力を日本から引き出し、交渉はその後にしようとする魂胆である。常識的に考えると、経済援助は強く望むが、真実には返却の意志は殆ど無いと考えられる状況である。

ここでロシアという国家とその極東問題について考えながら、日ソ間の問題の歴史的経過を簡単に振り返ってみよう。先ず地理的には、千島列島は太平洋北西部でカムチャッカ半島南端から南西に連なる火山列島で、別名クリル列島とも言われる。元来、択捉島より南西部を千島列島に含むか否かについては、日ソ両国の見解が異なり、その帰属が懸案となっていた。東北端はシムシユ島、択捉島の隣りにウルップ島がある。

[交渉の歴史] 1808 年 (文化 5) 間宮林蔵によって樺太は島である事が確認された。1854 年 (安政 1) に日露和親条約で樺太は日露両国の雑居地と定められ、その上で択捉島以南を日本領、ウルッ

プ島以北をロシア領とした。67年の仮樺太条約では、それまで樺太を両国所有としていたものを改め、樺太(サハリン)をロシア領、ウルップ島以北のロシア領4島を日本領とし、その上で樺太に行く日本船舶に10年間港税と海関税を免除し、カムチャッカの漁業権を日本が得ることになった。その後1875年(明治8)調印の樺太・千島交換条約で、樺太をロシア領、千島列島は日本領となる。続いて日露戦争後のポーツマス条約(1905)で、第二次大戦後の講和条約(1951)まで、樺太の北緯50°以南は日本領となっていた。日本が返還を要求するのは飽くまで択捉・国後・歯舞諸島・色丹の4島であり、当地の産業としては、サケ、タラの宝庫であることから、漁業が中心となっている。

[ロシアとシベリア] シベリア(ロシア語シビリ)、アジア大陸の25%を占める広大な地域。ロシア革命後、豊富な地下・水資源を有することで広い土地開発が始まった。シベリア出兵(1918年、大正7)は、革命への武力干渉戦争で、日本のほか米英仏伊中の6か国が参加した。第二次大戦後、死亡者(7万人弱か)の多く出た日本兵強制収容労働は忘れられない記憶となった。一方でシベリア出兵の際、日本兵から‘虐待を受けたというロシア村’の存在が、ごく最近テレビで放映されている。

ロシア(Rossiya) ロシア人を中心とした君主国で、近代ツァーリズムと呼ばれる専制的な政治体制を特徴とする。

昔、リューリックを族長とするノルマン人が9世紀末スラブ(ロシア人の祖先)を支配し、ノブゴロイドに建国してリューリック朝を開いた。9世紀末キエフに遷り、キエフ大公国となる。ビザンチン文化を受容、11世紀に分裂して東方のウラジーミル大公国は12世紀に発展したが、13世紀にはロシアはモンゴルのキプチャク・ハン国の支配下に入った。13世紀後半にモスクワ大公国が起り、1480年モンゴルから独立して各地の諸公を統一、大公はツァーリを称した。1598年リューリック朝は断絶して動乱の後、1613年にロマノフ王朝が成立した。以後領土の拡大が続き、18世紀狩獵人がシベリアを皇帝に献上して、今日のロシア全土を支配する。1917年11月に革命により



世界最初の社会主義国として成立し、首都モスクワ、大部分が亜寒帯性気候に属する。

[ロシア革命] 第一次大戦中に起き、1917年の二月革命と十月革命とがあるが、主に後者を指して言う。しかし実質的には、帝政以来のプロレタリアを名目とした独裁政を特徴とする。特にスターリン時代には東欧諸国を属国化したソビエト連邦とし、アメリカ・西欧諸国と大きく対立した。ソビエト最後の大統領はゴルバチョフ氏が勤めていた。

[ソビエト崩壊後のロシア] 旧ロシアの特徴は、ソビエト（会議）への全権力集中にあった事が知られている。初代大統領エリツィンは、ソビエト権力の系譜を引く人民代議員大会が三権を越えた権力機関であった存在に、非常に苦勞したと言われる。当時首相であったプーチンが後を継ぐ。その後メドヴェージェフが大統領となってプーチンは首相となったが、このラスプーチン改名のプーチンは、現在大統領職に返り咲いている。彼は国家秘密情報局員の出身で、有力な対立者が出ると殺害・追放を繰り返したと言われる。なお日本は、日露戦争以来、旧ソ満国境でノモンハン事件などソ連と対抗していた。

※筆者の思いでは、ロシアは寒いからというだけでなく、固く暗いイメージが拭えない。1988年私がマシュー・アーノルド没後百年記念会議出席の帰途、ロンドンから東京へエアフロートを利用して、モスクワ空港に2時間余滞留したのがロシア体験唯一のものである。一方でニューヨーク大学で研究滞在中、モントリオール、ケベック（カナダ）への自由旅行を行って、同じ寒い国を回ってみたが、当地の人々は好意的で親切、優しく暗いイメージとは程遠い印象であった。それは筆者に今でもなつかしく、嬉しい思い出となっている。

[憲法で見るロシア]

日本で戦後61年に共産党体制を立ち上げたと言われる宮本顕治書記長の手記を筆者は読んだ事がある。彼が初めて訪ソし政府要人と会談した時の印象は、彼らが極めて尊大で、人間性に期待した気持ちはすっかり失望に変わった、という内容であった。この項では、国家・国民の根本形態を規定する文書として憲法を取り挙げ、その主要条文からロシアの特質を探ってみることにしたい。

(a) [ソビエト社会主義共和国連邦憲法]

(基本法、1977年) 前文抜粋

「ヴェ・イ・レーニンを先頭とする共産党の指導の下にロシアの労働者と農民によって成し遂げられた偉大な十月社会主義革命は、資本家と地主の権力を打倒し、抑圧の鎖を打ち砕き、プロレタリア独裁 (АНКТаТyPa) を樹立し、ソビエト国家、即ち革命の獲得物を防衛し、社会主義と共産主義を建設する道具である新しい型の国家を創立した。」

第一編 第一章政治制度 第1条ソビエト社会主義共和国連邦は、労働者、農民及びインテリゲンチヤ並びに国の総ての大小の諸民族の労働者の意思と利益を表現する社会主義的全人民国家である。 第6条②マルクスレーニン主義の学説で武装した共産党は、社会発展の総合的長期計画及びソ連邦の内外政策の路線を決定し、ソビエト人民の偉大な創造的活動を指導し、共産主義の勝利

を目指すソビエト人民の闘争に計画的で科学的根拠のある性格を付与する。第二章 第10条(生産手段の社会主義的所有) 第五章 第31条①社会主義国の防衛は、国家の最も重要な機能に属し、全人民の事業である。第七章 第63条ソ連邦の軍務に服することは、ソビエト市民の名誉ある義務である。第三編 第八章ソ連邦は連邦国家 第70条②ソ連邦は、ソビエト人民の国家的統一を体现し、共同の共産主義建設のために総ての大小の民族を団結させる。第75条②ソ連邦の主権は、ソ連邦の全領土に及ぶ。第五編 第108条①ソ連邦の国家権力の最高機関は、ソ連邦最高ソビエトである。第十六章 第128条ソ連邦大臣会議、即ちソ連邦政府はソ連邦の国家権力の最高の執行・処分機関である。

※感想；世界一広大な国土を持った旧ソ連の憲法だが、幾重もの共和国・自治国・州があって、これを統治するのに上意下達の仕組みとして、共産独裁は打ってつけてでもあろう。しかしプロレタリア独裁とは、この国家・民族が西欧的民主化に遅れた独裁性に、「マルクス資本論」を利用して理論付け、正当化したものとも充分考えられると思う。

(b) [ロシア連邦憲法]

(1993年12月、国民投票で成立)

前文抜粋「我われロシア連邦の多民族から成る人民は、我が国に於ける共通の運命に結ばれ、人権と自由、市民の平和と合意を確信し、歴史的に形成された国家の統一を護り、——(ピリオドなしで最後の11行まで続く)」

第一編 第一章第1条①ロシア連邦は、共和政の統治形態を取る民主的な連邦制統治国家である。第2条人間及びその権利と自由は最上の価値である。第3条①ロシア連邦に於ける主権者及び権力の唯一の源は、ロシアの多民族から成る人民である。第4条③ロシア連邦は、領土の保全と不可侵を保証する。第5条①ロシア連邦は、同権的な連邦構成主体である共和国、地方、州、連邦的意義を有する都市、自治州及び自治管区から成る。②共和国(国家)は、独自の憲章及び立法権を有する。第6条②ロシア連邦の市民は、ロシア連邦憲法で規定された総ての権利と自由を有し、かつ平等な義務を負う。第7条①ロシア連邦は社会国家であり、その政策は、相応な生活と人間の自由な発展を保障する条件を創出する事を目的とする。第8条(経済活動の自由と所有の保護)第9条(土地・天然資源の私的・国家的・自治体の所有)第10条国家権力は立法権・執行権・司法権の分立に基いて行使される。第11条ロシア連邦の国家権力は、ロシア連邦大統領、連邦議会(上院・下院)、ロシア連邦政府、及びロシア連邦裁判所が行使する。第13条①ロシア連邦では思想の多様性が認められる。⑤社会団体による憲法体制基本原則の暴力的変更、その他に依って対立の扇動を目的とする場合、それらの社会団体の設立及び活動は禁止される。

第二章人及び市民の権利と自由 第17条(人権の不可侵性)第20条(死刑廃止)第29条(思想・言論の自由)第34条(営業の自由と独占禁止)第35、36条(私有財産・土地所有権の保護)第56条(非常事態)第59条①祖国の防衛は、ロシア連邦市民の責任かつ義務である。②市民は連邦

の法律に従って兵役につく。③(代替的市民奉仕)第62条(二重国籍の認可)

第三章連邦制度 第71条10項(国際条約・宣戦布告・講和の諸問題)

第四章大統領 第80条①ロシア連邦大統領は、国家の元首である。第81条①普通・平等、直接の選挙権に基き、秘密投票によって連邦市民の中から6年任期で選ばれる。②10年以上定住し、35歳以上の市民から選ばれる。③同一の人物が二期を超えて続けてロシア連邦大統領の職に就くことはできない。第83条1.下院の同意を得てロシア連邦首相を任命する。7.ロシア連邦安全保障会議を組織し、かつ指揮する。8.軍事ドクトリンを認可する。11.連邦軍最高司令官を任命し、かつ解任する。第87条①ロシア連邦大統領は、ロシア連邦軍の最高総司令官である。②連邦に対する侵略又はその直接的脅威がある場合、大統領は連邦全土又は個別の地域に戒厳令を導入し、上院及び下院に通知する。第90条(連邦大統領令・指令)第93条(連邦大統領の罷免)

第五章連邦会議 第102条[上院の管轄事項]4.ロシア連邦の国外でのロシア連邦軍の使用の可否に関する問題を決定する。

第六章ロシア連邦銀行

第七章司法権 第125条(連邦憲法裁判所)第126条(連邦最高裁判所)第127条(他続く)

第八章地方自治 — 以下省略

※感想批評；旧ソ連憲法にあった「プロレタリア独裁」という文言が無くなって、近代化も可成り進んだが、今尚プーチン独裁許容の傾向は強い。独裁はこの国に伝統的で、憲法でも上意下達感が出来易いのではないか？領土は圧倒的に広くても、他者には一歩も譲らないという固く強力な意欲が憲法にも表われている。これに反し、他国への進出の抑制については甚だ甘く、むしろ制約がない(Cf.第102条4)。フランス、ドイツの憲法に、「他国を侵略しない」という条項があるとされるのとは、誠に対照的と言う他にない。— Oct.2, 2018.

ロシアは現在、近年力をつけてきた中国には気を使っているようだが、日本との間に千島問題、ウクライナその他にも国境帰属と軍隊派遣の問題を抱えている。筆者には現実のロシア国内・国民の生活状況については知る由もないが、ロシアについての専門書に、軍隊・軍事国家だとする記事があるのも肯けると思う。また極東ロシアに独立の声もあるとは聞くが、憲法上の抑止は厳しいだろう。独裁性は、西欧民主化の動きが東方に隔ったロシアには届かなかつた、とする歴史的解釈もあるが、判るような気がする。

2017年度、ロシア人口1億4399万人。日本人口は1億2675万人で、ロシア人は僅かに多い。名目GDPは日本の3分の1に満たず、韓国に次ぎ世界12位。但し日本の人口は減少傾向にあるのに留意せねばならない。最後に、シベリアの一地域で、日本人社長が日本へ輸出する割箸木材工場を経営し、現地の従業員や家族たちにとっても喜ばれているという報告が、1、2年前にテレビ放映で知らされた事を追加記述しておきたい。

B. 今日の日本と将来

所帯を持ち東京近郊に住んで、私は時どき銀座を訪れる。行き交う車の列、道行く人々、すれ違

う人たちが相変わらず賑やかだ。しかし最近、何と外国語を話す人たちが多くなったことだろう。特に中国語が多いようだ。それ以外にも歩いている異国人たちで、3割以上4割近くにもなるのではないか？ デパートに入れば客の多さで賑わっている。それだけ国際化してきたという事だろう。それに日本人の対応はかなり良いと言われる。考えてみれば、或意味でニューヨークの5番街に似てきたともいえよう。下町の代表浅草でさえ、仲見世通りで賑わう人々に交って外国人も多くなった。盛り場を見るとこういう盛況で、この事そのものは、決して悪いことではない。勿論、日本人にも良い所が沢山あるに違いない。多くの人は大抵善人だと思われ、それに常識もある。犯罪は少く、日本警察は世界でもトップレベルだと評価もされる。我われはこれに慣れきって、それと気付かぬことも多いだろう。しかし毎日の日常茶飯事を越えて、普通の日本人の考え及ばない、手の届かない遠い所に大きな矛盾が潜んでいる。それを筆者がこれまで幾度も論議してきた課題、統治権の在り方、万世一系という問題である。これこそ敗戦まで探察を許されなかったもの、いや本質上許せなかった観念なのである。それを此の項で改めて要点のみまとめ、再確認しておきたいと思う。

‘万世一系’とは統治権を握る天皇の事で、この言葉は恐らく大抵の日本人年輩者は承知しているものである。維新以降明治になって、これを憲法に掲げて神聖化し、国民には徹底して絶対化、教育化してきた。その上で次々と戦争に動員し、数多くの人民に犠牲を払わされてきたものである。そうして大戦(太平洋戦争)敗戦後、連合軍総司令官マッカーサー將軍には責任を負うと口では言っても、肝心の国民に対しては責任を回避した。この事実^{わけ}はどんな言い訳・理屈を並べても否定しようのない真実である。その上で国民に対しては如何にも責任を取ったように見せかけ、今だに尊い存在であるように振る舞っている。21世紀20年代に入ろうとする今も、この状況が続いているのが日本の現状である。天皇制存続のため、18世紀末かに僅かにイギリスで使われた象徴(symbol)という言葉^{わけ}を借りてすましている。

現在2019年5月、自由党と民主党が合同した自民党が政権党として存続し、戦後殆ど自民党一色で政権を担ってきた。野党政権はほんの穴埋めでしかなかった。与党前身の自由党は、敗戦色濃い世に窮乏した国民から戦費調達をしていた右翼児玉誉志夫の剰余金で、戦後鳩山一郎に話しを持ちかけた事に始まる。その時の唯一の条件が天皇制護持だったという。これは先日安倍晋三が改憲の目論みで口に出しかけた通りである。反応を見て引っ込めてしまったが、これは自民党一党支配の中で、自民党さえ抑えれば日本人民を支配できるという構図を示す。その自民党は、農協はじめ多くの業界団体に利益を配分し、今日の独裁政党に育ってきたものであった。更に、最近では自民党内でも、自由な発言ができなくなっている、と新聞に報じられている。そうでなくても、議員が閣僚に出世したいと思えば総理の意向に逆らう態度は見せられまい。その上で安倍総理の下、入閣しては止め入閣を果たしては辞めざるを得ない、欠陥ばかりの閣僚が目立つ。こういう事態を、憲法は想定していただろうか？

憲法第41条には「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」とある。これは議員一人一人が己の知性と良心に従って自由に発言行動する事を前提としている。それでは、

この条文に不備があったのだろうか？ ここで、考えなくてはならぬ問題も出てくるわけだ。即ち理想と現実の大きなギャップ、隠れた矛盾が存在するという事である。つまり安倍晋三自身を国民全体が信頼し、国民の多数が支持している訳ではない、という事だ。一言で議員内閣制の欠陥というものではあろうが、事情に依っては欠陥などと言って済ませない問題も当然発生する。そこで最善の対策は、行政権の首長を国民が直接選ぶ以外にはない。この障害になっているのが、責任感もなく統治権を握る‘万世一系’の世襲天皇という存在に行きつく。(行政権と立法権の対立については後述) それで改めてこの万世一系という概念に就いて、歴史的観点から簡単に確認しておこう。

[天皇制の過去] 西暦 616 年頃大化の改新が始まるまえ、中臣鎌足の子藤原不比等は、最高権力者となって並居る豪族たちを没落させ、当時初めての歴史書編纂の気運に乗じて「日本書紀」と「古事記」とを世に残した。その著作に‘万世一系の天皇’と書き込んだことは良く知られている。特に「日本書紀」にこれが顕著に示されているという。こうして不比等自身は天皇外戚となり、その立場で他者を廃除しつつ子孫代々何百年も存続してきた。そればかりか、不比等は女帝持統と組んで天照大神・高天原・天孫降臨など、今で言う神話を作り、不比等自身の血統を尊いものとして伝え残してきたのである。この記述は数多くの歴史書に述べられ、客観的史実として否定する余地は全くない。そうしてこの‘万世一系’の天皇という概念を維新に際し、薩長勢が倒幕の名目として掲げてきた事実はこれまでに述べた通りである。だがこの万世一系は 1300 余年前、藤原不比等が創始した古ぶるしい概念であった。その意味する根底は、藤原一族だけが、特に不比等の北家を以て、統治権を持つ天皇に外戚として血筋を伝え残そうと意図したとてつもない排他的野心、徹底した自己中心性に基づいた観念であることに気付く。統治する民への責任感など、この万世一系には微塵もない。これこそが本質だと言える。戦後いかに復興に協力しますなどと口では言っても、これが‘裕仁’の対マッカーサー会談での本心であっただろう。勿論、側付きたちの強い入れ知恵があつての事である。しかし戦前戦中に何度も繰り返された御前会議に出席し、戦争を承認しそれに加担する発言をしていたのは一体誰なのか？ その保身的無責任さは隠しようもない。また靖国神社に天皇が参拝するなどという行事は、天皇の権威で強制徴用され戦死した幾多の兵士への償いなのだろうか？ 実際には亡くなった人には何の感覚もない。有るのは参拝者の自己満足だけだ。これも‘万世一系’の矛盾、いや欺瞞の一端でしかない。今更日本国民の心を天皇中心に集めようと意図しても、全く無駄で、むしろ再度犯してはならない暴挙であろう。では天皇とは一体国民にどんな意味・役割を持つものか？ それは国民個人から見れば膨大な国民の税金で支えられ(秘密裡に)、国民を階層化して特権階級を身の周りにはべらせて統治する(させる)という役割以外にない。せいぜい祈禱儀式を行うことだけである。天皇が神に祈った所で自然の摂理はどうにもなるものではない。それ所か世襲制には不可避免的に特権(支配)層が出来るものである。この層が苦役と災厄を庶民に押し付けて行く。これが通常の歴史的人間原理の一面であろう。筆者は国民庶民が特権階層に奉仕するための道具であってはならないと信ずる。そのためには、統治権の世襲を認める気にはなれない。飽くまでも神は善(Good)でなければならない、と思う。

最後に‘万世一系’を書いた藤原不比等の親、中臣鎌足の出自に就いて。西暦 660 年頃朝鮮半島

で百済^{くだら}と倭国が唐・新羅連合軍と戦って敗れ、百済王子余豊璋が倭に亡命していた。当時倭国は混乱していて、従来王位を豪族が交代してきた中で蘇我氏が有力になった時、鎌足は蘇我入鹿を殺害して亡ぼし、その子藤原不比等は女帝持統と組んで最高権力者となり、‘万世一系の皇統’とした。不比等の親鎌足こそ亡命者余豊璋であると断じた学説は当時の事情を考察すれば、合理的に考えて非常に適切な判断だと認めざるを得ない。何よりも‘万世一系’という観念を、突然持ち出した事の不可解さへの疑問は消えない。(註)書きに資料を開示する¹⁾。

[本章1の結び] 本章の始めの方でロシアは暗い印象だと述べた。検討を進めて行くうち暗いどころか、恐ろしくてズルいという感じが今に残った。スパイ組織出身のプーチンの下、ロシア国内だけでなく国外にも偽情報を流し、北方領土のロシア住民は「解放した」と叫んで万歳をしている。本論に示したように、4島は一度もロシア領だったことはない。それを本来自分たちの物だったと思いついでいる。これがプーチンのやり方だと言えよう。樺太も千島も総てロシアのもの。日本の大新聞でも、これがロシア式だとして認めているのには驚いた。とてもスポーツのドーピングだけの問題ではない。一方、日本が第一に克服しなければならない事は、統治権の世襲である。この古ぶるしい、責任から逃避する統治者の存続はあまたの被害を国家と人民に転化するのみで、この解消なくしては国民の団結はなく、愛国心も育たないだろう。平和は大切である。しかし北方4島の住民のこと、それに沖縄の人たちの気持ちも、日本人は皆で、特に政治家たちはもつと真剣に考えなければならないと思うのは、筆者だけであろうか？

2

先進民主国に見る統治権の事例

第1章で統治権の世襲が国家人民に苦難と犠牲を担わせるという、避けられない必然的事実を示してきた。これは歴史的に普通・普遍的に見られる人間社会の一般現象だと言える。そこで本章ではその内容の重大さから、改めて‘万世一系’という概念の本質について、先ず簡単に確認しておきたい。

この言葉は近代の始め薩長勢力が倒幕の目的で、天皇を持ち出す旗印としてもたらしめたものであった。そしてその源は、1300年以上以前の大化改新時代に藤原不比等が己の血統を永遠の統治者として残し伝えようとして、「日本書紀」に書き込んだ事に始まる。その上、これを神聖なる統治者・天皇としたのだ。所で‘万世一系’を現代の理性で評価すると、全く自己本位の権利の主張のみで、他者を統治する重大な責任感覚が欠如している事に気付く。それにこの神天皇を神聖だと見なすならば、純粋な本性としてのキリストやブツダが統治者となって万世一系などと主張することが有り得るであろうか？ 真実は全く逆でしかないことに気付く。それにしても統治者として良識ある人間ならば、自分の子孫のみが万世一系の神の血統などと主張し得るものではない。このように考えるだけでも、この万世一系という不比等のいう神が、いかに欺瞞の所産なのかに気付かざるを得ない。筆者はこれまで論理上の矛盾という言葉を用いてきたが、道義と倫理上の表現

に置き換えると、これは欺瞞とか偽善という事になってしまう。「日本の政治史は、支配権に関わる虚構に満ちている事で有名だ。実際の権力の所在をあいまいにする伝統がこれほど豊かな国は、恐らく他にないだろう²⁾」。これは記者として永く日本に滞在し、母国オランダのアムステルダム大学教授を務めたカレル・V・ウォルフレン氏の発言である。こうして、藤原氏の狡猾さを指摘している。筆者の少年期まで、尊い者に神と天皇の2つが存在すると信じていたものであったが、この賢察には心からの敬意と賛同を表わしたい。それにしても‘自己改革のできない日本人’という欧米学者の評もあるが、いつまでもこの狭い島国根性に捕われていては、自由で真実な日本の発展は期待できない。まして国民の取めた多額の税金で生活しながら、それを開示する事もなく、国民を階層化し差別するこの世襲天皇制というのは、全く前世紀の遺物であって、大多数の国民にとっては決して有益な存在などとは言えない。この真実はいかに右翼や特権階級が反対しようと、国民は是非知っておかなければならない。その上、この事実（‘秘密とタブーの日本皇室’）に対しての無知や無関心は、常に恒久的にその統治権への無責任に依るツケを、国民が負わされるという現実を、誰もが自覚しなければ解決しないということである。

次には、先進民主国の国家体制をそれぞれの憲法の統治条項を中心に、観察することにした。

(1) アメリカ合衆国憲法（1788年成立）

第一条 [議会] 第1節立法権は、すべて合衆国議会に属する。議会は、上院及び下院でこれを構成する。第2節①下院は、二年ごとに各州の人民により選出される議員でこれを組織する。②年齢満25年に達しない者、合衆国市民となって満7年に満たない者及び選挙の時にその選出された州の住民でない者は、何人も下院議員となることができない。第3節①上院議員は各州の議会から選出され、任期は6年とする。②2年ごとに上院議員の三分の一が改選される。③年齢30年に達しない者、合衆国市民となって9年に満たない者及び選挙の時にその選出された州の住民でない者は、何人も上院議員となる事ができない。④合衆国副大統領は、上院の議長となる。⑥すべての弾劾につき裁判する権限は、上院に専属する。第5節①両議院が議事を行うための定足数は、各々その議員の過半数とする。③両議院は、各々その議事録を保存し、秘密を要すると認められるもの以外は、随時これを公表しなければならない。第6節上院議員及び下院議員は、国庫からその職務に対する報酬を受ける。会期中逮捕されない特権を有し、議院での発言又は討論について、院外で責任を問われない。第7節①歳入の徴集に関する法律案は、すべて下院に於て先に審議されなければならない。②下院及び上院で可決された法律案は、すべて大統領に送付されなければならない。承認しない時は、異議を付して先に審議した議院に返付する。第8節 [合衆国議会の権限] (11) 戦争を宣言し……;他 (18) までの条項は省略。第9節 [合衆国議会の権限に対する制限] 省略。

第二条 [合衆国大統領] 第1節①執行権は、アメリカ合衆国大統領に属する。大統領の任期は4年とし、同一の任期で選出される副大統領と共に、次の方法により選挙される。② (大統領選挙

人の選任) ③(大統領選出方法と副大統領) ⑤出生により合衆国市民である者、又はこの憲法が採択された時に合衆国市民である者でなければ、大統領の職に就く資格を有しない。年齢満35年に達しない者、及び合衆国に居住して14年に満たない者は、大統領の職に就く資格を有しない。⑦大統領は、定められた時期に、その職務に対する報酬を受ける。⑧(大統領の宣誓) 第2節①大統領は、合衆国の陸海軍及び現に召集を受けて合衆国の軍務に服している各州の民兵の最高司令官である。また恩赦を与える権限を有する。②(条約締結権、最高裁判官・合衆国公職者の任命権) 第3節①大統領は随時、合衆国議会に対して、国の状況に関する情報を提供し、必要かつ適当と判断する施策を審議するよう勧告する。非常の場合、両院又はいずれかの議院を招集することができる。第4節[弾劾](省略)

第三条[合衆国の司法権] 第1節合衆国の司法権は、一つの最高裁判所及び合衆国議会が随時に定め設置する下級裁判所に属する。第2節②最高裁判所はすべての事件について、第一審管轄権を有する。③すべての犯罪の審理は陪審により行わなければならない。

第四条[連邦制] 第五条[憲法修正] 両議院の三分の二が必要と認めるときには、この憲法の修正を発議する。 第六条[最高法規] 第七条[憲法の承認及び発効]

修正第一条(1791年) 合衆国議会は、国教を樹立する法律もしくは自由な宗教活動を禁止する法律、又は言論もしくは出版の自由または人民が平穏に集会し、不平の解消を求めて政府に請願する権利を奪う法律を制定してはならない。 修正第二条(1791年) よく規律された民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保有し携帯する権利は、これを侵してはならない。 修正第十三条(1865年)[奴隷制度の廃止] 修正第十七条①合衆国上院は、各州



一九九五年と九九年に研究滞在したニューヨーク大学を周囲近在に持つワシントン広場の風景。なお〇六年に名誉教授の資格で50日間、同大学を再々訪した。(九九年夏季)

から二人ずつ、その人民により選挙された任期6年の上院議員で、これを組織する。修正第二十条(1933年)第1節(正副大統領の任期は終了年の1月20日正午に終了、上下議員の任期は同じく1月3日に終了) 修正第二十二條第1節(1951年)何人も、2回を越えて大統領の職に選出されることはできない。(前大統領に代わって1期勤めた場合は、原則あと1期のみ) 修正第二十五條第1節(副大統領の大統領職の承継) 第2節副大統領が欠けたときは、大統領が副大統領を指名する。 修正第二十六條(18歳以上の市民による選挙権の資格)

※感想；以上は自由と平等の理念で建国されたアメリカ合衆国の憲法の骨子である。出来るだけ簡略を図って省けないものだけを記した。特に修正付則では、独裁を防ぐために綿密な考慮が払われている事に気付く。1788年成立だから修正は当然であるが、今日でも共和国憲法として、代表的価値があると言えよう。なお2016年最初に一読した時の感想は、とても新鮮であった。しかし今、共和党のトランプ氏が大統領となったが、共和党と民主党がそれぞれ一人に絞って候補者を競わせるという方式にも、再考が必要なのではないか？ 国民の支持は共和・民主両党のみではないし、他党の候補者がよいと思う事だって、有り得るだろう。客観的には最適と思われたサンダース氏は民主党の代表にもなれなかったし、当選したトランプ氏ほど公私に亘って多くの問題を抱える大統領は、米国史上にも珍らしいと言える。それにしてもロシアによるアメリカ大統領選への干渉などは、如何にロシア当局が否定しようと、信用できるものではないと思う。

(2) フランス憲法及びドイツ憲法

A. フランス一九五八年憲法

前文(要約) フランス人民は、人間の諸権利と国民主権の諸原理に対する至誠、及び環境憲章についての権利と義務への至誠を宣言する。フランス共和国は、人民の自由な決定原理の下で、海外諸領と共に**自由・平等・友愛**の共通理念に基づき、民主的発展を目指す。

第1条①フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。出自、人種或いは宗教の区別なく、すべての市民の法の前の平等を保障する。②法律は、選挙で選ばれる代表者の任務、選挙により就任する職務、及び職業或いは社会に於ける責任ある地位への平等な参画を促進する。

第一編主権 第2条①共和国の言語はフランス語、②共和国の紋章は青白赤の三色旗 ③国歌ラ・マルセイエーズ ④共和国標語、自由・平等・友愛 ⑤共和国の原理、人民の人民による人民のための統治。 第3条①国家の主権は人民に帰属し、人民はそれを代表者を通じて及び国民投票の方法で行使する。②人民のいかなる部分も、いかなる個人も、その行使を占奪してはならない。④選挙人となるのは、すべての成年男女フランス国民である。第4条①政党及び政治団体は、投票による意思表示に向け協働する。それらは国民主権と民主政治の原理を尊重しなければならない。

第二編共和国大統領 第5条①共和国大統領は、憲法の遵守を監視する。その裁定により、公権力の規則正しい活動及び国家の持続を確保する。②大統領は国家の独立、領土の無傷、条約遵守の保護者である。第6条①大統領は、任期5年で直接普通選挙により選出する。②誰も連続二期を越えて大統領職に就くことはできない。第7条[大統領の選挙手続と職務代行] ①共和国大統領は、

表明された票の絶対多数により選出する。(他①項まで省略、担し憲法院・元老院議長の役割を記載する文言) 第8条①大統領は首相を任命し、首相からの申し出に依り解任する。②首相の提案に基づき、他の政府構成員を任免する。第9条大統領は閣議を主宰する。第10条①大統領は採択された法律が政府に送付されてから15日以内にこれを審署する。②大統領はこの期間が経過する前に、国会に対し当該法律或いはその条文の再審議を求める事ができる。この再審議は拒否できない。第11条〔法律の国民投票〕①共和国大統領は、政府・両議院提案に基づき法律案を国民投票に付すことができる。⑦国民投票により法律案が採択決定されたときは、大統領は結果の宣言後15日以内にその法律を審署する。第12条①大統領は首相及び両議院議長の意見を聴いた後、国民議会の解散を宣告することができる。④総選挙後の一年間は新たに解散する事ができない。第13条(命令の署名と公務員の任命) 第14条〔大使・特使の信任状の付与と受理〕第15条大統領は軍隊の長である。大統領は国防の上級諸会議・諸委員会を主宰する。第16条〔非常事態権力〕①国家的非常事態には、大統領は首相、両議院議長及び憲法院長に公式に諮問した後、必要とされる諸措置を採る。②大統領は教書を発し国民に伝える。③-⑥(憲法院・国会・国民議会と議長、元老院議長らの役割) 第17条〔恩赦〕 第18条①大統領は国会の両議院に意思を伝達するために教書を読み上げさせるが、討論は行わない。②その目的での両院合同会議で、大統領は発言できるが、その大統領の声明に関し票決の対象にはできない。

第三編政府 第20条①政府は国の政治を決定し指揮する。②政府は行政機構と軍事力を使う事ができる。政府は国会に対し責任を負う。第21条首相は政府の活動を統率し、国防に責任を負う。文官武官を任命する。②首相は権限の幾つかを大臣に委任し得る。③④首相は大統領を代理して会議・閣議を主宰する。



八四年最初の海外研究で滞英中、パリを訪れた時の中心地コンコルド広場の風景(八四年初秋)

第四編国会 第24条①国会は法律を票決する。国会は政府の行為をコントロールする。②国会は、国民議会と元老院から成る。③④国民議会の議員は直接選挙で選出される。元老院は間接選挙で選ばれ、地域協同体の代表を保障する。第31条①政府の構成員は両議院に出席できる。

第五編国会と政府の関係 第34条①法律は、以下の事項に関するルールを定める。公民権、市民の基本的保障、メディアの自由と独立、国防のために課される負担。他②-⑧ 第35条①宣戦は国会が許可する。第36条〔戒厳令〕第39条①法律の発議権は首相と国会議員の両者各々に属する。第50条国民議会が問責動議を議決し、或いは政府の政策プログラムとしての一般政策表明を承認しなかった場合には、首相は共和国大統領に政府の辞表を提出しなければならない。第七編憲法院 第58条-第61条憲法院は大統領選挙、国民議会と元老院、国民投票、法律の合憲制を裁定する。第八編司法機関 第64条①大統領は司法機関の独立の守護者である。④裁判官は罷免することができない。第九編高等法院 第68条①大統領の罷免は、高等法院を構成する国会に依り成される。第十五編欧州連合（2007年12月13日、リスボンで条約署名を実施）条文省略。

B. ドイツ連邦共和国基本法

前文；神及び人間に対する責任を自覚し、その国民的・国家的統一を維持し、かつ、合一されたヨーロッパに於ける同権の一員として、世界の平和に奉仕する意思に鼓舞されて、バーデン、（各州名が続く）の諸ラントに於けるドイツ国民は、過渡期について国家生活に新秩序を与えるために、その憲法制定権力に基づき、このドイツ連邦共和国基本法を決定した。ドイツ国民は、協力する事のできなかつた、かのドイツ人たちのためにも行動した。全ドイツ国民は、自由な自己決定で、ドイツの統一と自由とを完成するように要請されている。

一. 基本権 第1条①人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し保護することは、すべての国家権力の義務である。②それゆえにドイツ国民は、世界の各人間共同社会・平和及び正義の基礎として、不可侵の、且つ譲渡し得ない人権を認める。③以下の基本権は、直接に適用される法として、立法、執行権及び裁判を拘束する。第2条①各人は、他人の権利を侵害せず、かつ憲法的秩序又は道徳律に反しない限り、その人格の自由な発展を目的とする権利を有する。②各人は、生命、身体を害されない権利を有する。人身の自由は、不可侵である。これらの権利は、法律の根拠に基づいてのみ、これを侵害することが許される。第3条①すべて人間は、法律の前に平等である。②男性と女性は同権である。③何人も、その性別、出自、人種、言語、故郷及び門地、信仰、宗教的又は政治的な見解を理由として、不利な取扱いを受け、又は有利に取り扱われてはならない。何人も、その障害を理由として、不利な取扱いを受けてはならない。第4条〔信仰・良心・宗教活動の自由〕、③何人も、その良心に反して、武器を伴う軍務を強制されてはならない。第5条〔表現・出版・放送・芸術・学問の自由〕 第6条〔婚姻・家族・小供の国家的保護〕 ③子どもは、親権者に故障がある時、又は子どもがその他の理由から放置されるおそれがあるときには、法律の根拠に基づいてのみ、親権者の意思に反して、これを家族から引き離すことが許される。第7条〔学校制度〕 第8、9条〔集会・結社の自由〕； 第12条〔職業の自由〕、第12a条〔兵役及び代役義務〕 ①男子に対

しては、満18歳より、軍隊、連邦国境警備隊又は民間防衛団体における役務に従事する義務を課する事ができる。②良心上の理由から武器を伴う軍務を拒否する者に対しては、代役に従事する義務を課することができる。④防衛出動事態において、衛生施設・医療施設並びに野戦病院での勤務需要に依り、満18歳から満55歳までの女子をこの種の勤務に徴用することができる。女子は、いかなる場合にも、武器を伴う軍務を義務付けられてはならない。第17条〔請願権〕何人も、個人で又は他人と共同して、所轄官署及び議会に対して、文書で請願又は訴願をなす権利を有する。

二. 連邦及びラント 第20条〔国家目標規定、抵抗権〕②すべて国家権力は、国民から発する。国家権力は、国民が選挙及び投票において、又、立法、執行権及び裁判の個別機関を通じて行使される。第21条①政党は、国民の政治的意思形成に協力する。第23条〔欧州連合〕第26条①諸国民が平和のうちに共生することを妨げ、侵略戦争の遂行準備に資する意図を以てなされる行為は違憲である。

三. 連邦議会 第38条①ドイツ連邦議会の議員は、全国民の代表であつて、自己の良心にのみ従う。第39条①連邦議会は、四年ごとに選挙される。第45・45a条連邦議会は、欧州連合事務の委員会、外務・国防に関する委員会を選任する。 四. 連邦参議院 第51条①連邦参議院は、ラント政府が任免する。ラント政府構成員によって、これを組織する。

五. 連邦大統領 第54条①連邦大統領は、連邦会議が、討議手続を経ずに、投票によりこれを選出する。②連邦大統領の任期は、5年とする。連続しての再選は、1回に限られる。第60条〔任命・恩赦・免責〕第61条〔大統領弾劾〕 六. 連邦政府 第62条連邦政府は、連邦宰相及び連邦大臣で、これを構成する。第63条①連邦宰相は、連邦大統領の提案に基づき、連邦議会が、討議



九八年夏に妻と娘を伴い、一か月間かけてロンドンを飛び立ち、ドイツ・オーストリアとパリを旅行した時のライン川支流ネッカー川のほとり、ハイデルベルクの美しい風景（一九九八年夏季）

手続にかけずに、投票によりこれを選出する。第 64 条①連邦大臣は、連邦宰相の提案に基づき、連邦大統領がこれを任命し罷免する。第 65 条連邦宰相は、政治の基本方針を決定し、これについて責任を負う。第 65 a 条①連邦国防大臣は、軍隊に対する指揮監督権を有する。 七. 連邦立法、八. 連邦法律の施行及び連邦行政。八 a、共同事務、行政協働 九. 裁判 第 92 条裁判権は、裁判官に委ねられており、連邦憲法裁判所、この基本法で予め定められている連邦裁判所、及びラントの裁判所によって行使される。 十. 財政制度 第 104 a 条 [経費負担、財政援助、責任] ①連邦及びラントは、この基本法に特別の定めのある場合を除き、その任務の遂行から生ずる経費を、別々に負担する。

十 a 防衛出動事態 第 115 a 条①連邦領土が武力によって攻撃され、又はかかる攻撃の直接の脅威が存する事の確定（防衛出動事態）は、連邦議会が、連邦参議院の同意を得て、これを行う。第 113 b 条防衛出動事態の公布とともに、軍隊に対する指揮命令権は、連邦宰相に移行する。 十一. 経過・終末規定（省略）

※観察批評；この項目では、フランス革命を経験して、アメリカと共に民主主義の先鞭を付けた国フランスの憲法と、ヒトラー独裁の過ちを体し、共にヨーロッパ協同体の主軸を勤めるドイツの基本法（憲法）を取り挙げた。両国とも人間の尊厳と基本権、及び国民主権は共通して国家の根本方針としている。

フランスでは自由・平等・友愛がうたわれ、アメリカ流の‘人民の人民に依る人民のための’という表現が憲法に使われているのに筆者は驚いた。大統領は首相を任命し、首相と共に国政を担当、国会は元老院と国民議会の二院制で立法の役割を担う。一方ドイツ基本法では、ヨーロッパ諸国への配慮が示され、他者を侵害せずに良心の自由と自己発展、それに法の前の平等が強調されている。また条文は第二次大戦への反省からであろうが、厳格な三権分立の上に大統領を擁し、連邦議会と連邦参議院を有する。政府は、連邦首相と閣僚から成って、具体的政策の実権に於ては、首相の方が大統領より重要な位置を占めている。またドイツではラント（州）の権限が大きく、防衛出動には、詳細な制約・取り決めがあるのが判る。一般にフランス人は芸術に優れ心に柔軟さが富む印象が持たれるが、現地に長く住んだ日本人の話では、結構自我も強いということであった。一方ドイツ人には勤勉で几帳面な印象を持つが、基本法にもそれが反映しているようにも思われる。

2018 年 10 月末、メルケル女史はこれまで永く首相を勤めてきたが、与党キリスト教民主同盟(CDU)党首を辞任すると発表した。首相は EU 内で予算をドイツが最も多く負担し、ギリシャ発の債務危機や難民問題にも議論を主導してきた。しかしこれに協力してきたフランスのマクロン大統領とも、現在可成り困難な立場に在る。その上イギリスは来年にも、EU 離脱を実行する情勢となった。

(3) 他の 4 民主共和国に見る実例

A. イタリア共和国憲法（1947 年）

1861 年イタリア統一時の王制憲法が始まりで、第一次大戦後にムッソリーニのファシスト独裁を経験した。第二次大戦後 1947 年 12 月、君主制か共和政かが選挙で争われ、絶対多数で共和政が

選ばれて現行の労働に基礎を置く共和国憲法が施行された。今日ではこれが西欧的民主制憲法の典型だと見なされている。

[基本原理] 第1条イタリアは、労働に基礎を置く民主的共和国である。主権は人民に属する。第2条共和国は個人としての、又彼の人格が発展する場としての諸社会的結合体に於ける人間の不可侵の権利を認め、かつ保障すると共に、政治的、経済的及び社会的連帯の背く事のできない諸義務の遂行を要請する。第3条すべての市民は等しい社会的権威を持ち、法律の前に平等であって、… 第4条共和国は、すべての市民に対して、労働の権利を認め、この権利を実効的にする諸条件を推進する。各市民は自己の能力と選択とに応じ、社会の物質的又は精神的進歩に寄与する活動又は機能を遂行する義務を有する。第7条国家とカトリック教会とは、各々その固有の領域に於て独立であり、最高である。第11条(戦争の否認)

[共和国の組織] 第一章国会第一節両議院、第55条国会は衆議院及び元老院で構成される。第二章大統領、第83条大統領は、国会議員の合同会議に於て、国会により選挙される。少数者の代表が保障される方法で、州議会によって選ばれる各州につき3名の代表がこの選挙に参加する。第84条五十歳に達し、私権及び参政権を有するすべての市民は、大統領に選挙されることができる。第85条大統領の任期は七年とする。第三章政府第一節内閣、第92条共和国政府は、内閣総理及び各大臣から成る。内閣総理と各大臣は共に内閣を構成する。大統領は内閣総理を任命し、及びその推薦に基き各大臣を任命する。

B. スイス連邦憲法(1999年4月制定)

スイスは連邦国家の誕生と共に1848年、最初の憲法が成立、74年に改訂を経て、1999年に近代化した現行憲法となった。スイスは議員内閣制と異り、内閣は議会に從属する「議会統治制」に特色がある。この内閣が政府として連邦参事会と称され、国民議会と全州議会の合同に依る7名の構成員で成り立つ。任期は国民議会員と同じく4年で、大統領はこの7名から1年交代で選ばれ、すべて合議制で運営される。また国民投票制度など、直接民主主義の要素が強いのも特徴となっている。

第一編総則 第2条①スイス連邦は、国民の自由及び権利を保護し、国の独立と安全を保持する。第二編基本権 第一章第7条人間の尊厳は、尊重され保護されなければならない。第8条①すべての人は、法律の前に平等である。第11条(小供及び青年の保護) 第二節安全、国防、民間防衛 第58条②軍隊は、戦争の防止及び平和の維持に寄与する。第五編連邦官庁第二章連邦議会 第一節第148条②連邦議会は、国民議会及び全州議会の二院より構成される。両院は相互に対等である。第三章第一節 第174条連邦参事会は、連邦の最高指揮機関及び最高執行機関である。第176条①連邦大統領は、連邦参事会の議長を勤める。②③(任期一年再選禁止)

C. 大韓民国憲法(1987年全文改正公布)

韓国は朝鮮として1910年から45年まで日本に依る植民地支配を受け、第二次大戦後1948年に独立、独自の憲法を持った。当初朝鮮半島は南北に分断され、結局南側だけが国連の指導で総選挙を実施して現在の大韓民国となった。しかし大統領の独裁的手法や政治腐敗があつて国内情勢に困難が続ぎ、北朝鮮への劣勢を危惧して朴正熙パクチョンヒ軍事政権を迎えた。1984年になって盧泰愚ノテウが大統領直接選挙制を

含む民主化を実現し、憲法の第9次改正が行われて、これが現在の第六共和国憲法となった。

第一章総綱 第1条①大韓民国は民主共和国である。②大韓民国の主権は国民にあり、すべての権力は国民から発する。第4条大韓民国は統一を指向し、自由民主的基本秩序に立脚した平和統一政策を樹立して、これを推進する。第二章 第11条①すべての国民は、法の前に平等である。②社会的特殊階級の制度は認められず、いかなる形態であれ、これを創設することはできない。第四章 第一節第66条④行政権は、大統領を主班とする政府に属する。

D. カナダ憲法

カナダの憲法は単一の成文憲法典で構成されたものとは違い、イギリス王国の議会制定になる「1867年英領北アメリカ法」とその改定法、及び「1982年カナダ憲法」とその他の法令との集合体から成り立っている。重要なのは1867年の憲法と1982年憲法の二つで、前者は統治機構を規定し、後者では個人的人権の保障や集団的権利の保護を扱い、先住民の権利も含めて多文化主義、英・仏語の両言語を擁する多言語性など、従来の憲法を現実的に広く発展させたものと言える。

D1. 一八六七年憲法（ビクトリア女王治世）

第三章執行権 第9条カナダの執行府及び執行権は、引き続き女王に帰属することをここに宣言する。第10条この憲法の規定で総督に関するものは、女王の名において、カナダ政府を運営している首席の執行官又は行政官に準用する。第11条（カナダのための枢密院）

D2. 一九八二年憲法

第一章第1条（権利・自由の保障とその制限）第2条何人も、次に掲げる基本的自由を有する。(a)良心及び信教の自由。(b)出版・報道の自由を含む思想、信条、表現の自由。(c)平穏な集会の自由。(d)結社の自由。——他省略。

[第2章の総括と反省]

これまで国家権力の世襲制を転換する目的で、市民に依る共和政の最適な統治形態を探る検討をしてきたが、これで気が付く事の第一は、憲法を考察することで、その当事国の特性が可成りの程度に明瞭になるという事実である。記録された条文は、「世界憲法集」宮沢・岩波文庫、「新版世界憲法集」高橋・同岩波、「解説世界憲法集」樋口・吉田、三省堂の3部を資料とし、各国にわたり2、3度通読してから採択記述したものである。

まずアメリカでは、1787年フィラデルフィアで憲法制定会議が開かれ、1789年1月ワシントンが初代大統領に選ばれて、合衆国政府が発足した。それは人民主権を前提に、各州の連合ではあっても、それに中央集権的権力への抑制理念で統合したものであった。その上で時代の経過と共に憲法は修正され、現在の憲法の形となった。その精神は、「一般の福祉を増進し、我らと我らの子孫の上に自由の祝福の続く事を確保する」という憲法前文にうたわれている。一方フランスでは、1789年の大革命の時に「人及び市民の権利の宣言」が発表され、人権保障・国民主権・権力分立の諸原理が提唱された。その2年後「1791年憲法」が制定されて、のち幾度か時代と共に改訂を重ね、今日の「1958年憲法」（ドゴール憲法）となったのである。フランス憲法では、共和国標語として自由・平等・友愛が掲げられ、「すべての国民に法の前の平等」がうたわれている。これは

ドイツ基本法、イタリア憲法、スイス憲法、韓国憲法にも同じ表現で表明されている。この標語は共和国でない君主国では、決して表明できない文言である事に気付かなければならない。そればかりか、**国民主権と人間の尊厳**をうたった条文は、各国憲法で文言は違っても、すべてに共通した理念であると言うことができよう。

次に問題となるのは、大統領(元首)の選び方と任期のことである。選び方は国民直接の選挙に依る国が殆どだが、国会議員が選ぶ国もある。任期は4年または5年で、1回だけ再選を許している。スイスのように1年限りで交替する国もある。これらを新生の日本に適用するとすれば、直接選挙で、筆者の考えでは再選を1回に限定した上で、オリンピックと同じく4年任期が適切ではないか。しかしこれは有識者や多くの人々の考えに任せ、その他、大統領職の制度や在り方をも含めて、今後の課題として、人々の良識に委ねるのが良いと考える。

3

日本の統治、過去への反省と現在

この第3章では、前章までの記述を踏まえ、いかにして国家の権力を一部の限られた特権階層のものにせず、多くの庶民が喜んで参画し、有力階級の下積みで犠牲となることのない、法の下での平等社会を築くのか、この問題を省察しようと思う。先ずそのためには、社会構造をどのように変革すれば実現できるのか？ またその妨害本体は何物であり、どこに所在するのか？ 如何に対処すれば実現が可能か、漸く達成しても確かに人民の希望に添い、かつ永続し得るものとなるのか、これらの重大な課題について、たとえ不十分でも考えてみようと思う。勿論、より実践的で有効な方策や様式が見出せれば、いつでも思いつく限り再考して行かなければなるまい。

(1) **世襲権力と身分差別** 日本は一般に先進国だと認識されているが、それは産業や経済活動から見た評価であって、社会構造の点で見ると決して自由・平等な社会だとは言えない。普段庶民の中で生活している限り、身分の差別が意識されることはないが、勲一等とか何等だとか新聞に報じられると、誰が一体これを表彰するのか、それを疑問に思うことがある。嘗ての貴族制度(公侯伯子男の5段爵位)は太平洋戦争敗戦後、マッカーサー司令部の指令で廃止されたが、**天皇制世襲**が残されたことで、事実上の**特権階層**が**天皇の周囲**に集まって復活していることに気付く。貴族制は無くなっても、国家の固定された最高地位の下には従来の貴族制になり代わって特権層が生じ、これが**日本社会の支配層**を形成しているのである。岸信介を祖父に持つ現総理の安倍晋三、吉田茂の孫麻生太郎などその典形だと言える。元来、平安時代以前は大王(天皇)は有力者が交代で勤めていたが、蘇我氏が有力になった折、これを滅ぼして最高位を占めたのが中臣鎌足であり、その息子藤原不比等が「日本書紀」に「天孫降臨」・「万世一系」と書き込んで、己の子孫が天皇外戚としてその血筋を末永く統治に関わるよう伝えたものであった³⁾。親の鎌足を当時の朝鮮百済人^{くだら}とする有力な学説もある。それはさておき、藤原不比等の行いは、歴史的学問的に見ると、隠しようのない真実であることは否定できない。そこには世のため人のためという発想とは逆の、全く自分本位

の強烈な利己性と徹底した支配欲が^{おおもと}大基であったとしか言いようはない。そうして1300年以上も後、明治維新に際して薩長勢力に担がれ復活して、伊藤博文らによって憲法に、‘万世一系’の‘神天皇’として書き込まれたものであった。これで日本国民は天皇を神として拝し、これを国家道德の基本とした。教育は天皇を絶対信仰の対象とし、疑問は許されなかった。こうして日清戦争以来太平洋戦争まで、‘忠君愛国’の標語の下に他国民ばかりか、幾百万の犠牲を日本人民に課してきたのである。国民はこの事実を無視してはならない。その上で、敗戦すれば、マッカーサー将軍に「協力します、協力します」と言って国民統治の責任を回避し、天皇制の廃止を免れたのであった。マ元帥にとっては、大統領候補として、日本統治の成功を発揚する作為があったのは否定できない。こうして戦後今に至るまで天皇制は存続してきたのである。

最近、国民意識の中で天皇制について好意を持つ者が少なくないと報じられた。しかし真実には国民にとって如何なる意義ある存在なのか？ 国民から多額の税金を受けて存在し、それを発表したこともなく、しかも階級差別する根源的の本体となっている。この現実を国民庶民は真剣に考える必要があるのではないかと。少くともこの天皇制世襲は、国民にとって自由と平等への最大の障害となっていることは、疑いを容れない真実であると言える。

(2) 財力に依る格差 人間差別は身分による差別だけではない。個人の持つ経済力、即ち財力に依る大きな格差が存在するからである。しかもこれは独り日本だけの問題ではなく、三権分立が正当に施行されている民主主義国に於ても、現実に大きな力を持つ要因となっているものである。例えばアメリカのように民主主義の下で資本主義が発展していれば、財力を持つ者は当然政治にも大きな力を持ち、これが大統領選挙にも重大な影響を及ぼすという事実も予想される。2016年の大統領選挙で現大統領のトランプ氏についても、財力・お金の問題は全く例外ではなかった。むしろ大きな関りがあったことが知られている。金銭と権力との強い相関関係である。決してこれはアメリカだけの問題ではなく、資本主義の国家はもとより、共産主義でもイスラム国でも程度の差はあれ、決して例外ではないだろう。いわば貨幣経済を実施している限り、どんな地域・国家にあっても、共通的な事態なのである。従って選挙にだけでなく、政府の行う政策や投資にも、国民は充分に監視する必要があるだろう。次に、これを個人生活についてみると、当面の生活だけでなく、教育への投資の差から来る人間の格付けにも、表われるものである。時に指摘される言葉だが、貧乏人の子供は常に貧乏人であってはならない。そこには教育行政の公正な充実が強く要請されるだろう。それでも世間では、働いても働いても食べるに困る人々が居る一方で、有り余る私財を人目にかけて、隠匿してすまそうとする人たちも在るものだ。それこそ人間として、社会の正義から大きく逸脱した存在であることを、自覚すべきだと思う。現在、経済がグローバル化する中で、租税回避地(Tax Haven)を利用して莫大な資産を隠す者が居るといふ。途上国の有力者など多くの加入者に混じって、日本人の名も見当たると、かつて筆者の読んだ専門解説書に記されているのを知った。ごく最近では、ニッサン・ルノーの前会長カルロス・ゴーンが日本の司法当局に起訴された。この件など、筆者は当然の処置だと考える。人間世界では、際限のない財物の私的所有は、やがて何らかの形で国際的にも、禁止・制限される仕組みを構築する必要があるのではないかと。それが資本主

義・社会主義のいかに拘らず、人間世界将来の、真に有るべき自由と平等による調和を保つ姿だと、私は信じている。

(3) 天皇主権の過誤と庶民の犠牲

天皇制の矛盾と作為については「日本統治機構の特質と矛盾」以来、幾度となく指摘してきた。一言に要約すれば、藤原不比等が描いた‘天孫降臨、万世一系’という観念に集約されるもので、現代の科学理念や倫理原則から判断すると、全く有り得ない自分本位の発案で創始されたものだと判る。注目すべきことは、創設以来現在まで、既に1300年以上も経過し存続してきた事実である。これがまた日本神道の根底を成す原理ともなっているが、それが現在でも宗教として存在していることである。恐らく日本人民は昔から、世俗を離れた神として、観念的に意識の奥に抱いてきたものだったと思われる。それが維新に際して薩長勢力に依って担ぎ出され、明治憲法を得て統治者として甦り、大きく顕現登場したものであった。しかしこの事情はさて置き、明治期以降天皇は神として扱われ、特に筆者が物心付いた時代には、天皇は事実上の現人神あらひとがみとなっていて、戦後生れの人には考えられない絶対の存在であったのである。当時いかに国家権力からの押し付け教育が徹底していたかを知らされる。昔を回想すると、現代では別世界の話かという思いがする。それだけ当時の権力層の責任は重大であったと筆者は思う。それにしても、後に知った情報では、敗戦後の旧権力側の無責任はひどかったのだろう。政治学者丸山真男の有名な言葉に「無責任の体系」というのがあがるが、これなどは最高位の天皇をはじめとし、それを取り巻く特権層を含めて、当時の国情を率直に伝えていたものとも言える。少なくとも日本支配層は、島国根性の欠陥と言うべきか、己を広く客観的に把握する事が出来なかったのだろう。そこでは国家の指導者たちが軍部と結託して、戦争など大きな災厄を繰り返したのだった。しかも徴兵などでは特権階層ばかりを優遇し免除して、庶民大衆に災難を押し付けてきたのが、歴史の真実であった。

4

統治権の未来へ向けて

A. 真実の民主的改革を志すということ

この章Aでは、前章で扱った日本統治に関する3項を論題として、真の民主的改革の可能性へ向けての努力点を考察する事にしたい。またそこに所在する障害についても、指摘しなければならぬだろう。以下簡潔に記す。

(1) 統治に就いて 太平洋戦争敗戦後、日本は天皇統治から国民主権へと変わった。従来の古ぶるしい封建体制から脱却の可能性があるできたのである。大戦で350万人の犠牲を払って、旧敵国アメリカを中心とした連合国から学んだのであった。大和魂などと言って、狭く閉ざされた島国根性(insularism)が災いしていたと言っても、誤ちではないだろう。むしろ欧米の島国イギリスより遙かに狭隘で立ち遅れ、古臭い体質の国家また国情であった。

まず第一に、統治権の世襲は廃止されなければならない。統治権は国の根幹を成す概念で、特定

の一族が占有すべきものではない。ここに根本的な誤ちの原因があった。日本は維新時代から天皇を神として拝し、民衆を差別軽視しただけでなく、人民にどれだけ犠牲を払わせてきたのか、今では想像もできない。しかも敗戦後も生き残り、18世紀頃イギリスで僅かに使われた‘象徴’の名を借りながら、現実には階層差別の^{おおもと}大基と成って存在する。国民の税金をもらって成り立ち（2003年274億円か）、一さい‘秘密とタブーの日本皇室’の言葉通り、現在の日本に生き残っている。その上国民主権と言いながら、国民は統治者を選ぶ事もできない。しかも戦後当時は振り返って判る通り、天皇は統治に責任意識は無く、見せかけだけで実際の統治権は手離さないという、極めて一方的で厄介な存在である。入れ知恵する側付きと、それに加担する者の責任は大きい。それには1300年以上もまえ、藤原不比等が自分の家系だけが栄えようと‘天孫降臨・万世一系’という大きな野心があった。不比等の親鎌足は朝鮮百済の系類だとする学説もある。この藤原姓は女帝持統から受けた事が知られている。過去の問題は無視しても、統治に責任を伴わずに継承するという制度は、決して有ってはならない。ここに日本という国家の根本的欠陥があると言えよう。従って現在、民主化された皇室などと口では言っても、世襲天皇制と民主主義とは、本質的に相容れない存在である事を、国民は理解する必要があるだろう。世襲統治権と国民主権とは本来別世界のもので、両立しないという結論である。日本は今好意的に見ても、将に天皇を頂点とした縦社会で、頂点に超法規的封建制を抱く民主国なのである。今でも何サマかにサマという種族が存在する。同じ民主国を自負するイギリスでは貴族制があっても、消去はできない。しかし今、日本で、天皇のために尽くす、或いは天皇を中心に国民がまとまる等ということが出来るだろうか？ とてもバカバカしくてできない相談だ。我われ国民が選んだ対象でもなく、統治に責任も負わない特殊団体だからである。この中途半端な天皇制を生かすには、儀式・^{きとう}祈禱集団に転換するのが穏健で、最善の策だと筆者は考える。従来のように天皇を神扱いする思想や政策は、唯一、特権階級人に役立つのみで、大多数の国民にとっては、事実上百害あっても、一利として有り得るものではないであろう。

(2) 財力支配を抑止する 前章で財力と権力の相関関係を指摘した。当然の事だが、金銭の力で現実を左右し、教育の公正さを歪め失ってはならない。これは教育行政の絶対的基礎条件でもある。教育は国家の未来に関わり、人生を左右する大きな要因となり得るからである。

また現実に存在するタックス・ヘイブンに対しては、国連や国際的対策機関の設立に依り、善処する事は不可欠な人類の要請となっている。途上国の権力者なども利用者に加わっていて、実際にはその解明には困難も多いと予想されるけれども。カリブ海のバージン諸島やシンガポールなどその重要拠点として知られているし、また、主要国にも分散して存在すると言う。日本の皇室なども経費は国税により支出されるもので、本来は公表されるべきものである。2年ほど前かにスペイン王室では公表されたが、天皇側付きや宮内庁にはその自覚は全くない。情報公開法設立直後、一篤志家の調査で皇室費274億円、専有地は皇居の他15か所。但しこれも関心ある人のみで、一般人は殆ど知らない。宮内庁が禁令を出すせいなのか、その後公表の動きは一切見えない。

B. 必要なのは国民の自覚

(1) 統治権の世襲専有を廃止する

責任性を欠いたまま、天皇制世襲が本質的に体现する国家統治権を完全に廃止するのが、国民に課せられた第一要件であり、同時に行政権の代表を選出しなければならない。この選定が実施されない限り、現在の中途半端な状態が続いて、統治権は国民のものとなる事はない。但し良き統治が評価されれば、2期めは認められるべきとする。これで初めて国民主権の正当な統治様式が成就される。そこに自由と平等が生まれ、国民に一そうの活力と発展への気概を育むことが期待されるであろう。しかしこれは日本史上の革命に当たる大事だが、それでも、穏健な移行が期待される。一方、先先論以来指摘してきたこれだけの矛盾や欺瞞を押し隠したまま、「国を愛せ」などは、間違っても言えることではないだろう。

(2) 民衆、一労働者との対話と反省

先日午後、筆者は足腰の運動を兼ねて市内を散歩した。と或る新築の建設現場で、少し離れて作業員が一人立っていたので、ご苦労さまの気持ちで声をかけた。5、6分も言葉を交わしたろうか。話題は政局に及び、長期の安倍政権について、「代表は直接選びたい」旨を語った時、彼は「天皇を信仰している」というのが返事であった。「他に信仰するものがない」とも言ったと思う。私は「天孫降臨」とは作り話だと言うと、「そんな事は問題ではない」と口にし、更に、戦後も天皇制が残ったのは、天皇の話しがマッカーサーを感動させたからだ、と。余りに次元が違うので話はそのままでも終わったが、これで判ったことは、彼の話には一貫性が無く、しかもその信念はとても頑固だということであった。もう60歳代も終わり近いとの事だが、私は「これは大変だ」という思いが頭から離れなかった。帰宅して思うには、こういう考えの人たちが日本に何パーセント、いや何割いるのか、むしろ自分の大衆民への理解の不足について、反省することとなった。気持ちでは判っているつもりでも、現実の庶民大衆には、固い信念のまま、とても理性や物の道理で話しの判る人ばかりではないのだと知った。逆に自分が、この大衆個人の実態というものを教えられて、社会の改善などがいかに難しいかを覚ったのである。元来、人それぞれで多くの考えがある事は当然だ。勿論自分だけが正しいと思うのは危険である。しかし改めて再考するに、筆者が先論から述べてきた事が何十年、何百年後の理想社会であるとしても、^{きよぎ}虚偽や誇張で語ったことは全くない。そう考えると幾らか心に安らぎを感じた。エチオピアが昨年か、崩壊して世襲王国はまた一つ少なくなった。これで日本は世界一長い世襲王国だという。この地上に生きて、大宇宙の中で、永遠不滅なものは何一つ存在しない。私が語ってきた世襲天皇制なども、決して永遠不滅なものでは有り得ない。これも人間原理が押し進め、進化して行くことだろう。本稿の最後に一言したい。万物流転・諸行無常。

【註】

- 1) 前論「日本統治機構の特質と矛盾Ⅱ」の4。特に第二章藤原氏の正体。原著は「藤原氏の悪行」講談社、「天孫降臨の夢」NHK出版。他にも類書は少ない。
- 2) 「なぜ日本人は日本を愛せないのか」毎日新聞社、K.V. ウォルフレン。
- 3) 本論の重要主題の一つであり、原著は註1)と同じく「藤原氏の悪行」・「天孫降臨の夢」の他、多数を参考とした。

(Aug. 2, 2019 完成)